

## 参考資料

- 参考 1 本書における主な用語の意味
- 参考 2 国・東京都の自転車関連計画
- 参考 3 ナビマーク・ナビライン整備仕様
- 参考 4 江東区駅周辺自転車駐車場及び放置禁止区域
- 参考 5 江東区政世論調査
- 参考 6 江東区自転車利用環境推進方針検討委員会

# 参考 1 本書における主な用語の意味

## 自転車

道路交通法第 63 条の 3 に規定される「普通自転車」をいいます。なお、「普通自転車」とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないものをいいます。

「内閣府令で定める基準」は、道路交通法施行規則第 9 条の 2 の 2 で規定されています。

## 交通事故

道路交通法第 2 条第 1 項に規定されている道路において、車両、路面電車及び列車（軌道車）の交通によって起こされた、人の死亡又は負傷を伴った事故及び物的損害を伴った事故をいいます。但し、本書では人身事故のみを取扱っています。

## 当事者

交通事故に関係した人をいいますが、車両等が関係した事故の運転者については、運転中の車両等を当事者としています。

第 1 当事者	過失（違反）がより重い当事者。過失（違反）が同程度の場合は、被害がより小さい方の当事者をいいます。
第 2 当事者	過失（違反）がより軽い当事者。過失（違反）が同程度の場合は、被害がより大きい方の当事者をいいます。

## 自転車通行空間

法令による定義はありませんが、本書では自転車が通行可能な道路又は道路の部分のうち、自転車の通行すべき場所が明示されている空間を「自転車通行空間」と呼称します。

## 自転車道

道路構造令第 2 条第 1 項第 2 号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいいます。

なお、道路交通法上も、自転車道として扱われます。

## 自転車専用通行帯

道路交通法第 20 条第 2 項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯をいいます。

## 自転車歩行者道

---

道路構造令第2条第1項第3号に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいいます。なお、道路交通法上、自転車歩行者道という定義はなく、歩道として扱われます。

## 歩道

---

道路構造令第2条第1項第1号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいいます。なお、道路交通法上も、歩道として扱われます。

## 路面標示

---

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた標示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字をいいます。

## 幹線道路

---

都市圏構造の骨格を形成する道路であり、広域的な交通の処理を担う自動車交通機能を重視した道路です。また、歩行者、自転車の通行についても移動の軸となるように、誰でも分かりやすい安全安心な道路として交通を集約します。

## 地区主要道路

---

幹線道路に囲まれた地区の自動車交通を集約し、幹線道路と地区内相互の円滑な自動車交通処理を担う道路です。歩行者、自転車の通行については、幹線道路に囲まれた地区内での移動軸となる道路です。

## 自転車ネットワーク路線

---

自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された、面的な自転車ネットワークを構成する路線「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月改定 国土交通省・警察庁）」をいいます。

## 参考 2 国・東京都の自転車関連計画

- 平成 19 年 7 月 内閣府中央交通安全対策会議交通対策本部  
**自転車の安全利用の促進について**  
↓  
自転車は車両という原則に基づき、「自転車安全利用五則」を定め、自転車の安全利用を促進
- 平成 20 年 1 月 国土交通省、警察庁  
**自転車通行環境整備モデル地区の指定**  
↓  
全国 98 箇所を自転車通行環境整備の規範となるモデル地区として選定（江東区内は亀戸が該当）
- 平成 23 年 10 月 警察庁  
**良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について**  
↓  
自転車は車両ということを徹底し、「車道を通行する自転車」と「歩道を通行する自転車」の双方の安全を確保
- 平成 24 年 2 月 警視庁  
**自転車対策重点地区・路線の指定**  
↓  
街頭活動を通じて、自転車の正しい乗り方の理解を促進し、自転車交通ルールの浸透を図るために指定
- 平成 24 年 10 月 東京都  
**東京都自転車走行空間整備推進計画**  
↓  
自転車走行空間を整備するため、整備の基本的な考え方や優先整備区間などを取りまとめ
- 平成 24 年 11 月 国土交通省、警察庁  
**安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン**  
↓  
自転車通行空間の計画・設計を中心としたガイドライン
- 平成 25 年 7 月 東京都  
**東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例**  
↓  
自転車利用者が守るべき事項、関係者の役割を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進するために制定
- 平成 26 年 1 月 東京都  
**東京都自転車安全利用推進計画**  
↓  
自転車の安全利用に関する都の施策や、関係者の取組みを総合的に推進するための計画を策定
- 平成 26 年 12 月 東京都  
**東京都長期ビジョン**  
↓  
走行空間整備、駅周辺でのナビマーク整備、広域的なシェアサイクルを目標として掲げる
- 平成 27 年 4 月 東京都  
**2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた自転車推奨ルート**  
↓  
競技会場や主要観光地の周辺を自転車が安全に回遊できるよう、自転車通行空間のネットワーク化を図る
- 令和 28 年 3 月 東京都  
**自転車走行空間整備に関する設計マニュアル(案)**  
↓  
個別路線の設計において、地域の道路事情をした設計方針を示した。
- 令和 28 年 4 月 東京都  
**東京都自転車安全利用推進計画(改定)**  
↓  
自転車の安全利用に関する都の施策や、関係者の取組みを総合的に推進するための計画を策定

- 平成 28 年 7 月 国土交通省、警察庁  
**安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(改定)**  
 ↓ 自転車通行空間の計画・設計を中心としたガイドライン
- 令和 28 年 警視庁  
**自転車ナビルート設置計画**  
 ↓ 幹線道路における自転車交通の秩序化を図るため、一般国道及び都道を対象に自転車ナビマーク、自転車ナビラインを整備する。
- 平成 30 年 6 月 国土交通省  
**自転車活用推進計画**  
 ↓ 自転車活用推進法に基づき、自転車の活用の推進に関して基本となる計画
- 平成 30 年 8 月 国土交通省  
**自地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)**  
 ↓ 「地方版自転車活用推進計画」の策定を促進するため、計画を検討する際の手順や策定手法等を整理して公開
- 平成 31 年 3 月 東京都  
**東京都自転車活用推進計画**  
 ↓ 自転車活用推進法第 10 条に基づき、都市づくりや交通、健康、環境、観光等、都の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画
- 令和 3 年 2 月 国土交通省  
**東京23区内における直轄国道の自転車通行空間の整備計画**  
 ↓ 東京23区内において、自転車通行帯等を今年度、直轄国道で約10km、主要都道についても約7kmの合計17kmを整備予定。
- 令和 3 年 5 月 国土交通省  
**自転車活用推進計画(改定)**  
 ↓ 自転車活用推進法に基づき、自転車の活用の推進に関して基本となる計画
- 令和 3 年 5 月 東京都  
**東京都自転車活用推進計画(改定)**  
 ↓ 自転車活用推進法第 10 条に基づき、都市づくりや交通、健康、環境、観光等、都の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画  
 ↓ 先行推進重点地区として、晴海・豊洲・有明等地区が選定。
- 令和 3 年 5 月 東京都  
**東京都自転車通行空間整備推進計画(改定)**  
 ↓ 自転車走行空間を整備するため、整備の基本的な考え方や優先整備区間などを取りまとめ
- 令和 3 年 5 月 東京都  
**港湾局自転車通行空間整備計画**  
 ↓ 港湾局が管理する道路における自転車通行空間の整備方針などを示す
- 令和 4 年 3 月 東京都  
**自転車活用推進重点地区整備計画(晴海・豊洲・有明等地区)**  
 ↓ 東京都自転車活用推進計画において、先行的に取組む地区として「先行推進重点地区」を選定し、国、都、区市町村等の各関係主体と協働で整備計画を策定して順次取組みを実施する。

# 参考 3 ナビマーク・ナビライン整備仕様

## 1 概要

- 国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、「国のガイドライン」と呼称）、東京都建設局の「自転車走行空間整備に関する設計マニュアル（案）（以下、「都マニュアル案」と呼称）」を参考に整備仕様を設定しました。
- 自転車ピクトグラムは、警視庁が考案した「自転車ナビマーク」が一定程度普及しつつあることを踏まえ、「自転車ナビマーク」を用いました。
- 矢羽根型路面表示（都マニュアル案では「ナビライン」と呼称）は国のガイドラインにおける標準仕様（案）を基本としますが、道路幅員の現況を踏まえ、標準型に比べ幅の狭いものも設置しました。

## 2 ナビマーク・ナビラインの基本仕様

- ナビラインについては、幅や角度の異なるサンプルを用いた視認性等に関する実地調査に基づき設定しました。

表 ナビマーク・ナビライン基本仕様

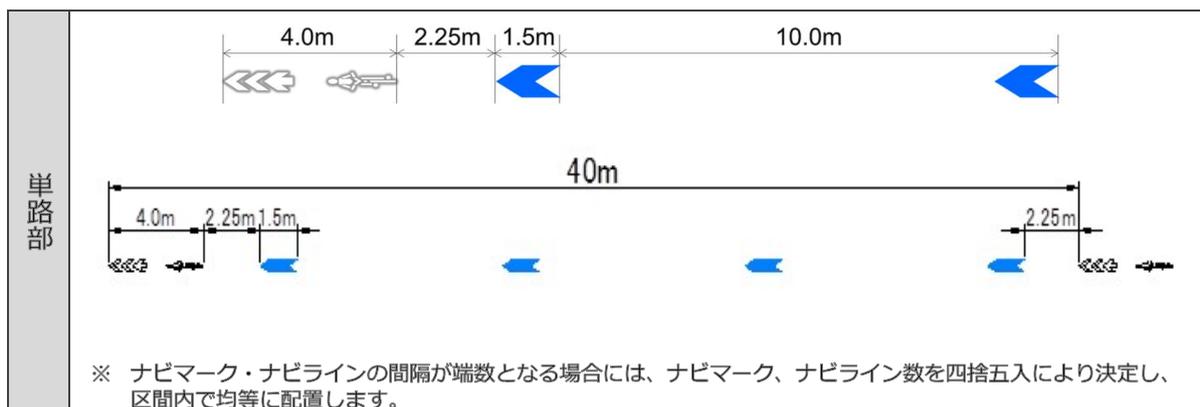
	ナビマーク	ナビライン		
準拠	警視庁	国のガイドラインにおける標準仕様（案） 都マニュアル案（60cm 幅, 45cm 幅）		
仕様	溶融噴射式かつ高輝度※			
材料	トラフィックペイント			
色	白色系	青色系		
形状及び寸法		歩道無	歩道有	
			車道幅員 6m 以上	車道幅員 8m 以上

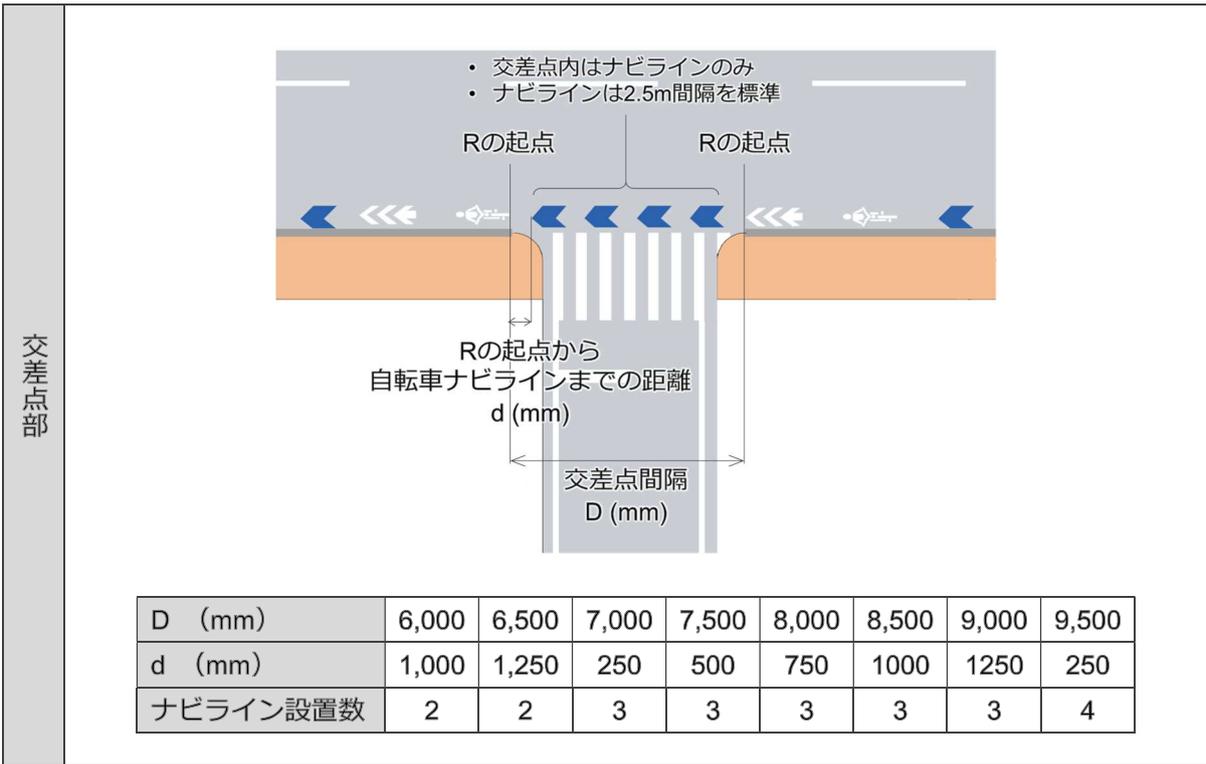
※ 「溶融噴射式かつ高輝度」における高輝度とは、ナビラインに特殊反射材を散布し、夜間及び、雨天時の視認性を向上させたものです。（特殊反射材の性能は、湿潤時反射輝度が  $1.0\text{cd/m}^2 \cdot \text{lx}$  です。）  
 なお、検討段階初年度の平成 28 年度においては、耐久性等を比較検討するため、「溶融噴射式かつ高輝度」のほか、ペイント式、溶融式、噴射式、溶融シート式も一部路線で施工しています。

### 3 ナビマーク・ナビラインの設置間隔

- ナビマーク
  - 単路部では原則 40m 間隔に設置することとし、ナビマークとナビラインとの離隔は 2.25m としました。
  - 交差点部では流入、流出部には設置しますが、交差点内には設置していません。
- ナビライン
  - 単路部では国のガイドラインにおける標準仕様（案）に基づき、10m 間隔としました。なお都マニュアル案では 5m 間隔とされています。
  - 交差点部では都マニュアル案に基づき、2.5m 間隔を標準としました。なお、国道・東京都道との交差点については、道路管理者との事前協議を踏まえて整備を検討することとしました。
  - D=6,000mm 以下の道路との交差点部にナビラインは設置しないこととしました。

表 ナビマーク・ナビライン設置間隔





## 4 ナビマーク・ナビラインの設置位置

- ナビマーク
  - 都マニュアル案に基づき下表の通りとしました。
- ナビライン
  - 都マニュアル案を基本とし次頁の通りとしました。

表 ナビマークの設置位置

設置箇所	設置位置
単路部	起点及び終点から 30m 間隔を標準として設置します。
交差点流出・流入部	流出部：横断歩道から 1m の位置を標準として設置します。
	流入部：停止線から 1m の位置を標準として設置します。
出流差路細街	Rの起点に合わせることを標準として設置します。 ただし幅員 6m 以下の細街路との交差部はナビマークを省略します。(区案)

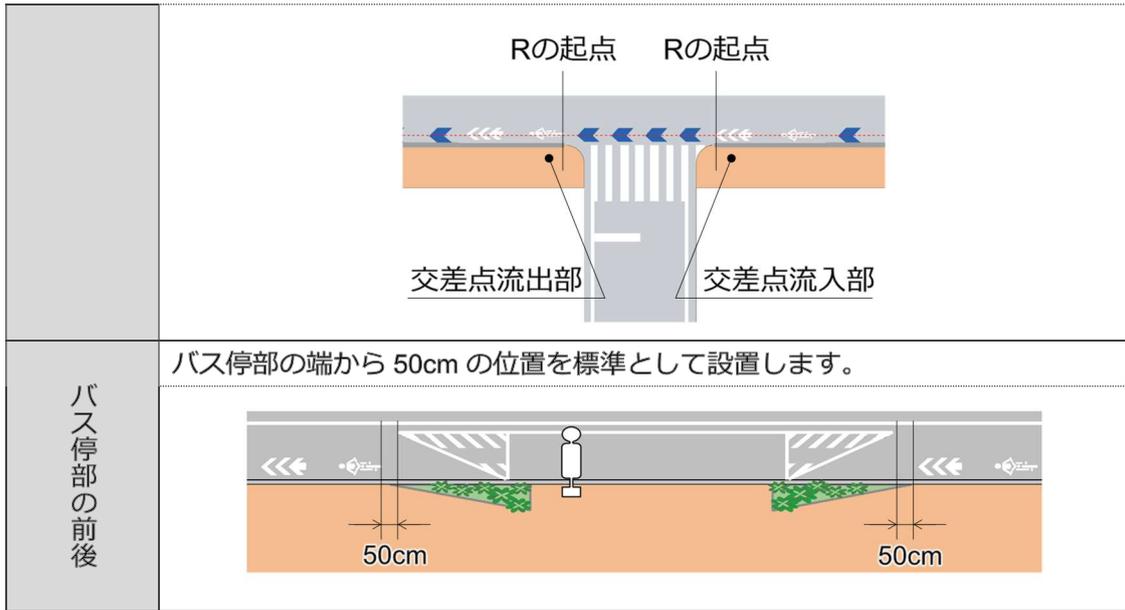


表 ナビラインの設置位置

	車道外側線無	車道外側線有	
歩道有	<p>歩道 街きよ 車道</p>	<p>歩道 街きよ 車道</p> <p>車道外側線</p>	<p>歩道 街きよ 車道</p> <p>車道外側線</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナビラインの左端を、車道の左寄りに設置します。</li> <li>なお、ナビラインは車道外側線の下に重複させることができますものとします。</li> </ul>		
歩道無	<p>L型側溝 車道</p> <p>路側帯</p> <p>5cm程度</p>	<p>L型側溝 車道</p> <p>1.5m</p>	<p>※ 路側帯の無い道路では、左図を基本としつつ、現況（電柱や防護柵の有無）に応じて適宜、設置位置を調整します。</p> <p>※ 路側帯が有る場合でも、L型側溝のエプロン部を含めた歩行者空間が75cm未満の場合には、ナビライン端部との離隔を75cm以上とします。</p>
	<p>路側帯の車道寄りの端部から5cm程度の間隔を空けた位置に設置します。</p>	<p>路側帯の無い道路においては、歩行者空間確保のため、街きよからナビライン中心までの離隔1.5mを確保します。</p>	
その他（時間制限駐車区間）	<p>10m 1m</p> <p>後方シフト長：10m 駐車枠 前方シフト長：10m</p>		
	<p>自転車利用者が駐車車両の側方を安全に通過するために、シフト長10mを確保します。</p> <p>※ 後方シフト区間では、自転車利用者それぞれが自らの運転技術等に応じて十分なシフト区間を確保できると考えられるため、駐車枠から1mの離隔を確保の上、ナビラインを設置します。</p>		

両側歩道 ナビライン幅 750mm



両側歩道 ナビライン幅 600mm



片側歩道・片側路側帯 ナビライン幅 450mm



図 整備後（構造・ナビライン幅別）【その1】

両側路側帯 ナビライン幅 450mm



交差点 (十字路)



交差点 (T字路)



図 整備後 (構造・ナビライン幅別)【その2】

# 参考 4 江東区駅周辺自転車駐車場及び放置禁止区域





豊洲駅



東雲駅



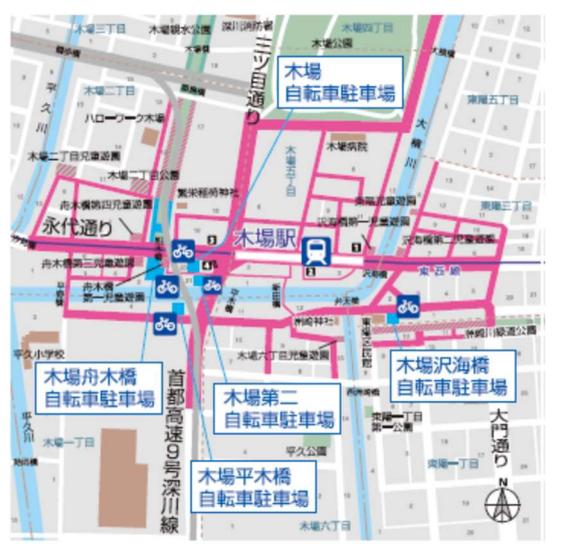
辰巳駅



潮見駅



住吉駅



木場駅



東陽町駅



亀戸駅



西大島駅



大島駅



東大島駅



南砂町駅



新木場駅



東京テレポート駅



亀戸水神駅



有明テニスの森駅



国際展示場駅・有明駅

## 参考 5 江東区政世論調査

### (4) 自転車利用について区が取り組むべき施策

新規

◇「自転車が走りやすい道路整備」が6割近く

問11	あなたが、自転車利用に関して、区で重点的に取り組むべきだと思う施策は何ですか。次の中から3つまで選んでください。(回答者数=1,661)	
1	自転車利用ルールやマナーの啓発	54.2%
2	学校における交通安全教室の充実	13.5%
3	ルール違反の自転車利用者への街頭指導	31.6%
4	違法駐車を取り締まり	17.3%
5	自転車が走りやすい道路整備	58.2%
6	自転車駐車を増やす	38.4%
7	放置自転車の撤去活動の強化	13.2%
8	コミュニティサイクルの普及	13.5%
9	自転車を活用した健康づくり	2.6%
10	サイクルスポーツが楽しめる環境の充実	7.0%
11	区内観光における自転車利用の促進	4.8%
12	特にない	3.6%
	無回答	1.4%

自転車利用に関して区で重点的に取り組むべきだと思う施策について聞いたところ、「自転車が走りやすい道路整備」(58.2%)が6割近くで最も多く、次いで「自転車利用ルールやマナーの啓発」(54.2%)、「自転車駐車を増やす」(38.4%)と続いている。

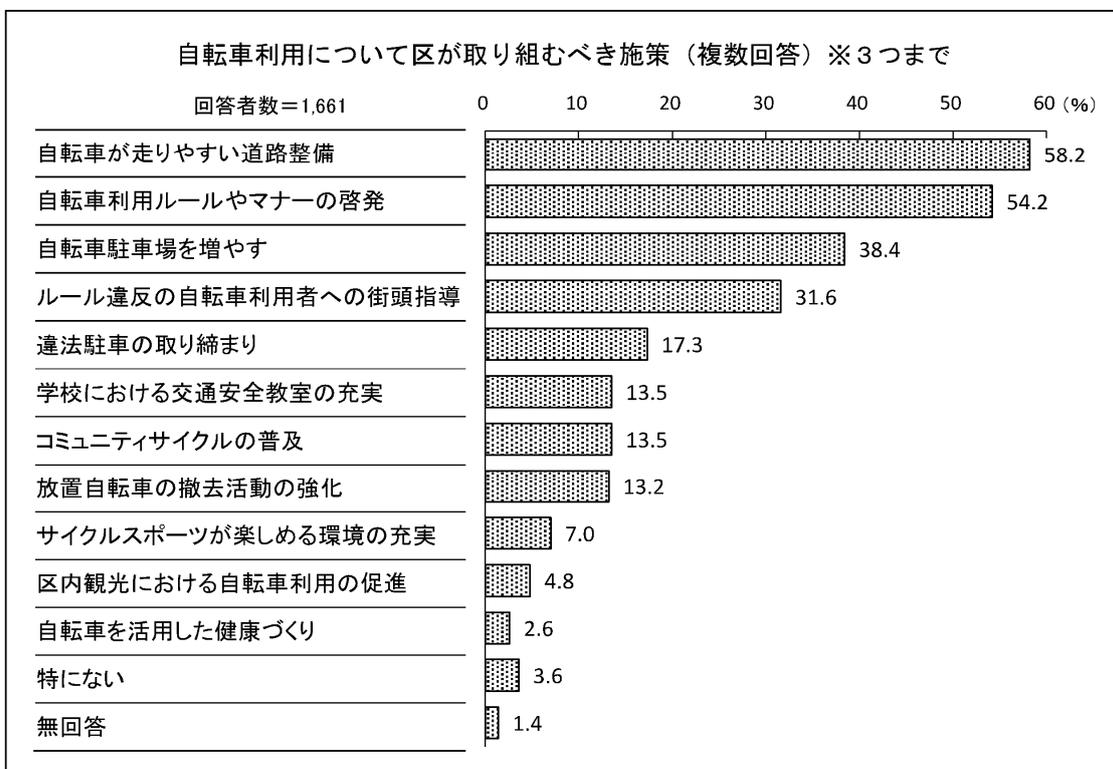


図 第25回江東区政世論調査(令和3年12月)

## 参考 6 江東区自転車利用環境推進方針検討委員会

### 江東区自転車利用環境推進方針検討委員会

- 秩序ある安全で快適な自転車利用環境を構築し、もって自転車の関与する交通事故の低減を図るため、関係者が一体となって取組む方針について検討することを目的に設置しました。

委員長			
江東区	押田	文子	副区長
委員			
江東区	長尾	潔	政策経営部長
〃	大塚	尚史	政策経営部 企画課長
〃	保谷	俊幸	政策経営部 財政課長
〃	堀田	誠	地域振興部長
〃	佐藤	生男	地域振興部 文化観光課長
〃	炭谷	元章	都市整備部長
〃	立花	信行	都市整備部 都市計画課長
〃	工藤	章弘	都市整備部 まちづくり推進課長
〃	杉田	幸子	土木部長
〃	伊藤	裕之	土木部 管理課長
〃	大野	俊明	土木部 道路課長
〃	清田	光晴	土木部 河川公園課長
〃	召田	和也	土木部 施設保全課長
〃	綾瀬	邦雄	土木部 交通対策課長
警視庁	村山	勉	深川警察署 交通課長
〃	内山	三千代	城東警察署 交通課長
〃	鳴海	俊太郎	東京湾岸警察署 交通課長
事務局			
江東区	土木部交通対策課		

## 江東区自転車利用環境推進方針検討委員会 作業部会

- 江東区自転車利用環境推進方針改定の検討事項について調査研究を行うため、「はしる」「いかす」作業部会を設置しました。

### 「はしる」部会

#### 部会長

江東区 綾瀬 邦雄 土木部交通対策課長

#### 部会員

江東区 山岸 高広 土木部交通対策課交通係長

〃 角田 直樹 土木部交通対策課交通係

〃 野村 明弘 土木部道路課工事係長

〃 田中 正純 土木部道路課工事係

〃 根本 良治 土木部課施設保全課道路保全係長

〃 山香 亮 土木部課施設保全課道路保全係

### 「いかす」部会

#### 部会長

江東区 綾瀬 邦雄 土木部交通対策課長

#### 部会員

江東区 山岸 高広 土木部交通対策課交通係長

〃 角田 直樹 土木部交通対策課交通係

〃 加瀬 尚紀 地域振興部文化観光課観光推進係長

〃 松田 沙樹 地域振興部文化観光課観光推進係

〃 吉田 哲朗 都市整備部まちづくり推進課事業推進担当係長

〃 阿部 良孝 都市整備部まちづくり推進課事業推進担当

## 江東区自転車利用環境推進方針

令和5年3月 印刷物登録番号(4)101号

編集発行 江東区土木部交通対策課

江東区東陽4-11-28

電話03(3647)9111(大代表)





江東区